

安全保障理事会決議 2436 (2018)

2018年9月21日に、安全保障理事会第8360回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合憲章の諸目的と諸原則を想起しそして国際の平和および安全の維持に関する国連憲章の下でのその主要な責任を念頭に置きつつ、

平和維持活動の問題に対処している安保理の従前の諸決議および議長諸声明を想起し、

国際の平和および安全の促進と維持において国際連合が利用できる最も効果的な手段の一つとしての平和維持活動の重要性を強調し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使などの、平和維持活動の基本的原則を再確認しそして各平和維持活動の職務権限は、関係する状況の必要性および状況に対して限定的であることを認識しまた安保理が承認した職務権限は、基本的原則に適合していることを強調し、そして安全保障理事会は、安保理が承認した職務権限の十分な実現を期待していることをくり返し表明し、

部隊要員および警察要員提供諸国の公約および努力を必要とする環境において国際連合の平和維持の職務権限を実施することにおける制服および文民要員の犠牲的行為を称賛し、そして努力を必要とする環境において活動する持続的な公約は、平和維持任務の成功と全ての平和維持活動の職務権限の完全実施にとって重要であることを再確認し、

国際連合平和維持活動に対する主要な挑戦を構成している多くの平和維持ミッションにおける安全上の脅威と国際連合平和維持要員に対する対象を特定した攻撃について深刻な懸念を表明し、そして戦争犯罪を構成する可能性のある、国際連合要員の殺害と彼らに対するあらゆる暴力行為を最も強い文言で非難し、

数万の国際連合の制服および文民の平和維持要員の勇ましい活動を称え、国際連合は、全体の業績のわずかな汚点で任務遂行を失敗させてはならないことを強調し、

政治的解決を前進すること、文民の保護を強化すること、平和維持要員の安全と防護を改善すること、効果的な任務遂行と説明責任を支持すること、平和の持続に関する平和維持の影響を強化すること、平和維持パートナーシップを改善することそして平和維持活動と要員の行動規範を強化することを含めるため、事務総長のイニシアティブ「平和維持のための行動」を通して、より効果的な国際連合平和維持の支援において全ての協力者と利害関係者を動員するために事務総長により着手された取組を歓迎し、

平和維持要員の安全や防護と任務遂行の間の関連を強調している、「国際連合平和維持要員の安全の改善」に関する報告書およびその行動計画を想起し、そして訓練、装備および任務遂行における欠陥が、犠牲者に危険の増加をもたらすことを含む、平和維持要員の安全と防護に対する危険を増すことがあり得ることを認識し、

能力と実現要因の誓約の数と実践を増やしつつ、また全体的なミッションの任務遂行を増やしつつ、文民と国際連合要員に対する暴力の脅威評価を含む、改善された統合任務の計画立案を通じた、国際連合平和維持の全体的な有効性と効率性を高める必要性を強調し、

現実的な職務権限と適切に援助を受けている派遣団、自らの任務を効果的且つ安全に実施するために意思のある、能力のあるそして装備されている制服組のまた文民の平和維持要員の派遣、そして派遣団の幹部を含む、あらゆるレベルの強い指導力が、平和維持の任務遂行に対して不可欠であることを認識し、

任務の実現に影響を持つ格差を特定すること、現地の要員への支援サービスの提供を改善すること、組織的問題に対処すること、そして現場および本部の両方において、部隊および警察要員提供諸国と上級幹部との緊密な協力において、学んだ教訓と最善の慣行の結合に関する勧告を行うことの重要性を強調し、

任務遂行と制服や文民の平和維持要員の安全や防護との間の繋がりを強調しそして国連平和維持

における任務遂行の文化を制度化することは、平和維持活動任務のより良い実現に貢献し、並びに平和維持要員の安全と防護における改善の結果をもたらすであろうことを認識し、

個々の派遣団の独特な条件を考慮しつつ、国連平和維持活動の任務遂行を改善するため客観的な意思決定を知らせるデータの重要性を認め、そして諸決議 2378 (2017) と 2382 (2017) 並びに平和維持パフォーマンス・データを含む、平和維持活動の有効性に関連するデータが、任務実施のための明解なまた十分に特定された達成条件に基づき、派遣団活動の分析と評価を改善するために使われることを確保するという事務総長へのその要請を想起しまた全ての平和維持活動を定期的に再検討する必要性を強調し、そしてデータ収集と分析に基づく任務遂行を測定する包括的かつ統合された任務遂行政策枠組の設立において事務局により既に始められた活動を歓迎し、

命じられた場合には、文民を保護することにおける国連平和維持活動の役割の重要性を想起し、そしてとりわけ文民に対する急迫した物理的暴力の脅威に直面した無活動、暴力、行動と規律の問題、危機回避指導力、緩い部隊保護基準、不適切な作戦上の用意と準備、並びに不適切な統合計画に対して反応する不十分な緊急対処計画を特に含む、予想以下の働きの継続した事例に関して強い懸念を表明し、そしてまたその中で国の留保事項が職務権限の実施と任務遂行に関する有害な効果を有する可能性のある事例に懸念をもって留意し、

平和維持の任務遂行を強化することに関する国際連合と地域的なまた準地域的な機構との間の更なる調整を奨励し、

平和の持続のための包括的な戦略に対する平和維持活動の貢献を歓迎し、そして平和維持要員と平和維持派遣団が平和構築に対して行う貢献に感謝しつつ留意し、

軍事、文民および警察要員を含む、国際連合平和維持要員および安全保障理事会の職務権限の下で承認された非国際連合部隊による性的搾取と虐待の重大且つ継続した申し立てと過少報告に深い懸念を表明し、そしてそのような要員による、幾つかある犯罪や重大な違法行為の形態の中でも特に、性的搾取および虐待は、受け入れられないことを強調し、そして性的搾取および虐待の行為を防止し、調査しそして自らの要員の責任を追及するための措置を講じてきた部隊および警察要員提供諸国を称賛し、

安保理決議 2242 (2015) を想起し、国際連合平和維持における女性の欠くことのできない役割を認識しそして国際連合平和維持活動において展開されている軍事、警察および文民における女性をより多く動機づけるための取組を歓迎し、そして幹部における女性の数を増加すること、また女性の必要性和参加が、適切なジェンダーの技術的専門知識の包摂を通して、派遣団の計画立案と実施のあらゆる段階において統合されることを確保することの重要性に留意し、

国際連合平和維持を強化することにおけるその極めて重要な役割を考慮しまた国際の平和および安全を効果的に促進することの重要性と状況、行動、指導力、イニシアティブおよび説明責任を、本部および現場の両方のあらゆるレベルにおいて改善することを必要としていることを強調し、

1. 職務権限の効果的且つ十分な実施を促進する平和維持活動において活動しているまた支援している全ての国際連合の文民および制服要員を評価するための任務遂行の明確な基準を特定し、そして特に、革新的なまた効果的な訓練、過度の活動基準、可能にする主要な能力の提供、任務の支援機能の提供における卓越さ、任務提供において示された進展、および献身的かつ主体的な指導力を含む、予想以下の働きに対する責任と履行されていない任務遂行に対する動機づけと承認を確保するための明解で十分に定義された達成条件に基づく包括的で客観的な方法論を含み、そして適切な場合には、透明性のある公的報告、払い戻しの保留、そして部隊の本国送還またはその他の部隊要員または警察要員提供諸国や平和維持活動即応能力登録制度 (PCRS) からの部隊の置き換えの可能性を含む、置き換え並びに委任した権限の廃止、任務遂行改善計画、訓練、義務の変更または解雇若しくは文民要員のための契約の非更新を含む、特定された任務遂行の失敗に対するそれ相応な様々な対応を含む、任務遂行の責任のための措置を明確に述べている包括的なまた統合された任務遂行政策枠組の策定に対する安保理の支援を再確認する。

2. 平和維持職務権限の効果的な履行は、全ての利害関係者の責任であることまた十分に定義された、現実的なそして達成可能な職務権限を含む、幾つかの非常に重要な要因、政治的意思、指導力、あらゆるレベルでの任務遂行および責任、適切な資源、政策、計画立案、および運用指針、並びに訓練や装備次第であることを認識する。

3. 全ての部隊要員および警察要員提供諸国に対し、要員、訓練および装備に対する国連業務基準を満たすことまた最高水準の実施を維持すると同時に、負託された任務の効果的な実施を支援すること

を促し、全ての文民の派遣団構成部分および平和維持活動を支援している事務局職員に対し、業務基準を満たすことと職員規則を遵守することを更に促し、部隊要員および警察要員提供諸国が、国際連合業務基準を満たすことを助けるため包括的な業務支援システムを策定する事務総長の取組に留意し、そして全ての利害関係者に対し、これらの取組を支援することを求める。

4. 国際連合憲章に一致して非国際連合治安部隊に対する国際連合平和維持関連支援を提供することにおける人権デュー・ディリジェンス政策に対する遵守の重要性を再確認する。

5. 平和維持業務を強めるための実現する要因に対する必要性を認識し、事務総長に対し、国際連合平和維持派遣団が、効果的な業務上の指揮統制構造、必要な、能力あるそして航空機、医療および戦傷救難活動、および適切な医療支援施設並びに能力のある要員を含んでいる、効率的な実現する要因を有することを確実にするための取組を続けることを求める。

6. 文民を保護する受け入れ諸国の主要な責任を強調し、そして十分な職務権限の実施を確実にするため文民の保護を含み、また命じられた場合には、平和維持要員が、派遣団の職務権限、国際連合憲章およびその他の適用可能な国際法に従って、物理的暴力の脅威の下にある文民を保護するため、要求された場合には、武力の使用を含む、あらゆる必要な手段を使う権限が与えられていることを強調している、職務権限をもった平和維持派遣団の必要性を確認し、そして全ての派遣団の派遣部隊と指揮命令の全てのレベルが、派遣団の文民保護任務とその関連する責任について、適切に知らされ、訓練されそして関与していることを確保する目的で、上級の派遣団幹部による継続したまた更なる関与の重要性を強調する。

7. 女性と子どもの保護における国際連合平和維持活動の役割、および保護の主流化と派遣団における監視、予防並びに報告努力を主導することにおける女性保護助言者や子ども保護助言者などの保護関連要員の非常に重要な役割を認識する。

8. 事務総長に対し、国際連合平和維持派遣団が、選抜されたまた予期される幹部のための訓練と指導の計画を改善しつつ、また上級幹部の地位のための経験ある将来の候補者の構造を策定しつつ、長所、適任さおよび派遣団の必要性に基づく透明な選抜過程の改善を通じたものを含めて、能力あるまた責任ある幹部を有することを確保することを求め、そしてこれに関連した最高の考慮が、最高水準の効

率性、権能および誠実さを確保することの必要性となるべきこと、また妥当な考慮が、可能な限り幅広い地理的基礎に基づいて勧誘することの重要性に払われるべきことを想起する。

9. 特に、展開前の訓練および評価、三角パートナーシップ、共同展開、および効果的な誓約を含む、平和維持を強化する改善された訓練と能力構築活動を支援する加盟国の公約を歓迎し、そしてこれに関連した更なる活動を奨励し、また加盟国間の改善された訓練や能力構築活動を促進するため、部隊要員および警察要員提供諸国、訓練と能力構築の提供者、並びに国際連合を含めるため、既存の資源の範囲内で、穏やかな調整メカニズムを実施するという事務総長の公約を歓迎し、そしてこのメカニズムに対し、可及的速やかに運用化することを奨励し、また加盟国に対しこのメカニズムと関与することを更に奨励する。

10. 文民の保護に関連するものを含む、部隊要員、警察要員および文民要員の任務遂行に関連する問題への特別調査を実施するという事務総長のイニシアティブを歓迎し、そして事務総長に対し、著しい任務遂行の失敗の申し立てられた事例へのこれらの特別調査を始めるため緊急に行動することを要請しまた調査の方法論とそのような調査の調査結果の透明性を改善することの重要性、並びに任務遂行を改善しそして任務の設計に関する決定を通知するため国際連合、部隊および警察要員提供諸国並びにその他の関連する利害関係者の間の、更なる関与と対話を促進するこれらの特別調査の可能性を強調する。

11. 事務総長に対し、安全保障理事会および適切な場合には加盟国に対し、何らかの特定された失敗の原因となっているあらゆる要因に対処するための勧告、並びに、適切な場合には、派遣団の幹部と派遣団の支援要員を含む、制服部門と文民部門のための、補習訓練と要員の本国送還または免職を、適切な場合には含む、責任措置を含むために、特別調査の調査結果と実施計画に関する詳細な報告を提供することを、を要請する。

12. 事務総長に対し、履行されていない任務遂行を認識しそして動機づけるための決定、および展開、改善、訓練、財政的償還の留保、および制服要員の本国送還または文民要員の解雇に関連する決定が、客観的なパフォーマンス・データに基礎を置かれることを確実にすることを要請し、そして適任の制服要員の勧誘と在職を確保するため PCRS の更なる活用を求め、そして事務総長に対し、運用準備の保証と能力改善政策の実施と平和維持派遣団における警察官のための同程度の政策の実施を通した派

遣団活動の分析と評価を改善する彼の取組を続けることを更に求める。

13. 安全保障理事会の要請のものを含む、平和維持派遣団の定期的な戦略的再検討に着手する事務総長のイニシアティブを歓迎し、そして事務総長に対し、将来事務総長が依頼した再検討の関連する調査結果が、事務総長の統合された分析、戦略的評価および率直な助言と一緒に、安全保障理事会および、適切な場合には、関連する加盟国、と共有されることを確保することを要請する。

14. 事務総長に対し、個人の平和維持活動、派遣団の任務遂行を改善するためにまた指導力、職務権限実施の有効性に悪く影響した国の異議申立、および業務環境を要求することにおける間違いを含む、任務遂行の課題に対処するために講じられた行動の概要、並びに上記第 12 項に沿って講じられた何らかの行動について、安全保障理事会への報告書に含めることを要請する。

15. 事務総長に対し、最善の慣行を強調しそしてその広範な採択を促進するため顕著な任務遂行の事例について安全保障理事会に報告することを要請し、また事務総長に対し、資格のある部隊要員および警察要員提供諸国に対し、リスクと有効な奨励金を適用することを、また国際の平和および安全の促進と維持における平和維持の重要性、並びに平和維持要員と部隊要員および警察要員提供諸国の重要性と犠牲的行為の認識を高めることを含めて、顕著な任務遂行が一般に認められることを先に進めることを奨励する。

16. あらゆる形態の性的搾取および虐待は、受け入れがたいことを強調しそしてあらゆる形態の性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策に対する安保理の支持を再確認し、また事務総長の被害者中心のアプローチとあらゆる形態の性的違法行為に対する予防、執行並びに矯正努力を強化する事務総長の措置を歓迎し、そしてテーマ別と国別両方の、安全保障理事会へのあらゆる事務総長の報告書に性的搾取および虐待に関する彼のゼロ・トレランス政策への遵守に関する節を含めるという事務総長への安保理の要請をくり返し表明し、そして全ての部隊要員および警察要員提供諸国に対し、自らの要員を詳しく調査しそして訓練しまた自らの要員による性的搾取および虐待の申し立ての調査を実施するために必要な措置を講じ、そして責任を有する者の責任を問うために適切な措置を講じるために自らの取組を倍加することを促し、また性的搾取および虐待に対処することに関する更に明らかまたは測定可能な改善を行う必要性を認識する。

17. 平和維持活動における性的嫌がらせの申し立てに関して懸念を表明し、そしてあらゆる形態の性的嫌がらせに関する事務総長のゼロ・トレランス政策に対する安保理の支援を確認する。

18. 適切な場合には、加盟国に対し、国際連合平和維持活動に派遣されることになっている平和維持要員に対して、紛争下の性的暴力、武力紛争の状況における人身売買およびジェンダーの専門知識に関連した問題について、訓練を提供することを、そしてこれらの配慮が、適切な場合には、任務遂行と作戦即応性基準に十分に統合されることを確保することを奨励し、また加盟国に対し、これらの分野のフォーカル・ポイントとして行動する個人の軍事要員と警察要員を指名することを更に奨励する。

19. 安保理決議 2242 (2015) と事務総長が、加盟国と共同して、2020 年までに国際連合平和維持活動の軍事派遣部隊と警察派遣部隊における女性の人数を倍加するための改訂された戦略を始めるという安保理の要請を想起しそしてこの戦略が、平和維持のあらゆる側面における女性の完全な、効果的なそして有意義な参加を確保することそしてこの改訂された戦略が、2019 年 3 月までに安全保障理事会に提出されることを更に要請する。

20. この問題に引き続き取り組むことを決定する。